



# 埼玉県報

第 2 3 9 0 号  
平成24年5月18日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [電子複写機用紙の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県個人情報保護条例第59条第1項の規定により知事が定める出資法人\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める出資法人\(県政情報センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(産業技術総合センター\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託\(産業技術総合センター\)](#)
- [八条用水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消\(川越県税事務所\)](#)
- [計量器の定期検査の一部改正\(計量検定所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

## 規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号を削る。

第十条第十四号中「財団法人埼玉県学校給食会（昭和三十一年三月二十九日に財団法人埼玉県学校給食会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人埼玉県学校給食会」に改める。

第十四条第二十三号中「財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団（昭和五十五年四月一日に財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」に改める。

第十五条第七号中「財団法人埼玉県体育協会（昭和四十五年五月十三日に財団法人埼玉県体育協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人埼玉県体育協会」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第六百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人松原団地見守りネットワーク
- 三 代表者の氏名  
布施 郡二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県草加市松原四丁目四番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、松原団地地域において、孤独死・孤立死を防止し、要支援者等が安心して生活できるように支援すること及び、地域住民に地域社会での活躍の機会を提供することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第六百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
電子複写機用紙 25,600箱 ( A 4 判 23,800箱 B 4 判 400箱 A 3 判  
1,400箱 )
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県会計管理課総務・物品管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15  
番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 4 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
アサナカ紙商事株式会社 埼玉県川越市問屋町 4 番地 1
- 5 落札金額  
29,518,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年 2 月10日

# 告 示

埼玉県告示第六百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約 2,330,000 部 × 12 回 ( 8 ページ × 8 回 ・ 12 ページ × 4 回 )

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成24年 3 月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社きかんし 東京都江東区辰巳 2 丁目 8 番21号

5 落札金額

76,037,220円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年 2 月10日

## 告 示

埼玉県告示第六百七十一号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号を次のように改める。

一 公益財団法人埼玉県消防協会

第三号を次のように改める。

三 公益財団法人埼玉県公園緑地協会

第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

## 告 示

埼玉県告示第六百七十二号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第四号を次のように改める。

四 公益財団法人埼玉県公園緑地協会

第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 公益財団法人埼玉県消防協会

第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とする。

# 告 示

埼玉県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン蕨

埼玉県蕨市塚越五丁目百二十番一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）イオン蕨塚越ショッピングセンター

（変更後）イオンタウン蕨

## ハ 変更年月日

平成二十三年十一月二十一日

## ニ 届出年月日

平成二十四年五月七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ春日部武里店

埼玉県春日部市大畑五百二十四 七

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）カスミ武里店

埼玉県春日部市大枝二 九 武里団地内二街区

（変更後）カスミ春日部武里店

埼玉県春日部市大畑五百二十四 七

## ハ 変更年月日

平成二十四年四月二十七日

## ニ 届出年月日

平成二十四年五月七日

## 三 縦覧期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第六百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）イオン上里ショッピングセンター

（変更後）イオンタウン上里

## ハ 変更年月日

平成二十三年十一月二十一日

## ニ 届出年月日

平成二十四年五月七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第六百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）J o s h i n 鴻巣店

埼玉県鴻巣市袋字窪七百六十三番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年一月三日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千三百九十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前九時三十分

ト 届出年月日

平成二十四年五月二日

二 縦覧期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十八日から平成二十四年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第六百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額  
187,740,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

# 告示

埼玉県告示第六百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 今井 大輔	平成二十四年四月一日 から平成二十五年三月 三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可した。

平成二十四年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

八条用水路土地改良区

二 事務所所在地

越谷市

# 告示

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年五月十八日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	渡辺石油株式会社
代表者の氏名	代表取締役 渡邊 勉
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県朝霞市根岸台六丁目三番三十二号
指定取消年月日	平成二十四年三月三十一日

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

平成二十四年埼玉県計量検定所長告示第一号（計量器の定期検査）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

二の表入間市の項中「西武公民館」を「文化創造アトリエ（アミーゴ）」に改める。

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年十一月二日

指令川建セ第一九 一八八一号

## 二 検査済証番号

平成二十四年五月十四日

川建セ第二四 一 号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字川向五七三番一、五七四番一、五七六番、五七九番一、五八 番、五八一番、五八二番、五八三番一、五八四番一、五八五番一、五八六番、五八八番、五八九番、五九三番一、五九四番、五九九番、六 番、六 一番、六 二番、六 三番、六 五番、六 六番、六 七番二、六 九番、六一 番一、六一 番二、六一 番、六一 三番、六一 四番一、六一 四番二、六一 六番、六一 九番、六一 九番、六一 九番、六一 二番、六一 二番二、六一 二番三、六一 二番四、六一 二番二、六一 九番二、四一六七番、四一七 番

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字上野本一四一二番地

株式会社関根商事関根建築設計室 代表取締役 関根 ゆき子

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年九月九日

指令川建セ第二三〇〇五〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年五月十五日

川建セ第二四〇〇一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字正直字中郷七二九番一の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字正直七二九番地

山口 武夫

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十三年十一月三十日

指令越建セ第二三〇〇五〇〇号

### 二 検査済証番号

平成二十四年五月十四日

越建セ第七四―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋七十四番三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町国納七十四

小林 賢吉

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 1 購入等件名及び数量  
荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県下水道局下水道管理課 管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年4月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
環境クリアー・ヴェオリア共同企業体  
代表構成員  
日本環境クリアー株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地9  
ニッセイ大宮桜木町ビル4階  
構成員  
ヴェオリア・ウォーター・ジャパン株式会社 東京都港区海岸三丁目20番20号
- 5 随意契約に係る契約金額  
830,000,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年五月十八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年五月二十四日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 条例の一部改正に係る知事専決処分について
- ロ 損害賠償額の決定に係る知事専決処分について
- ハ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の任免について
- ニ その他